

# 会則・規程

## (1) 会 則

第 1 条 (名称) 本会は埼玉県高等学校連合教育研究会をとなえ、事務局を会長指定の場所に置く。

第 2 条 (目的) 本会は埼玉県内における高等学校の各種教育団体の活動を促進するとともに、相互連絡調整を図り、本県高等学校教育を振興することを目的とする。

第 3 条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
1. 教科等の研究、調査に関すること。  
2. 研究調査の成果並びに資料等の刊行に関すること。  
3. 教職員の研修に関すること。  
4. 県内における各種教育研修団体並びに全国組織を持つ教育団体との連絡、提携に関すること。  
5. その他目的達成に必要な事業に関すること。

第 4 条 (組織) 本会は県内高等学校の各種教育研究団体をもって組織する。

第 5 条 (役員) 本会に次の役員を置く。  
会 長 1 名 副 会 長 3 名 理 事 若干名  
監 事 2 名 評 議 員 若干名 幹 事 若干名

第 6 条 (役員の任務) 本会の役員の任務は次のとおりとする。  
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。必要により会議を招集し、その議長となる。  
2. 副会長は会長を助け、会長事故あるときは、その職務を代行する。  
3. 理事は理事会を構成し、会務を審議する。  
4. 評議員は評議員会を構成し、会務を審議する。  
5. 監事は会務並びに会計を監査する。  
6. 幹事は会長の命をうけて、庶務会計にあたる。

第 7 条 (役員の選出) 本会の役員の選出は次のとおりとする。  
1. 会長、副会長、監事は理事会で選出し、評議員会の承認を受けるものとする。  
2. 理事は各種教育研究団体の代表者をもってこれにあてる。  
3. 評議員は各種教育研究団体より選出された者をもってこれにあてる。  
4. 幹事は会長が委嘱する。

第 8 条 (役員の任期) 本会の役員の任期は1年とする。ただし重任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 (会議) 本会は理事会、評議員会を置く。理事会、評議員会の議事は出席者の過半数をもって決する。

第 10 条 (経費) 本会の経費は会費及び補助金をもってあてる。

第 11 条 (会計年度) 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 12 条 (会則変更) 本会則の変更は理事会、評議員会の合同会議の決議による。

付 則 1. 本会の各種教育研究団体については別に定める。  
付 則 2. 本会則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 埼玉県高等学校連合教育研究会に属する各種教育団体に関する規程

1. 会則の付則第 1 項に基づき本規程を設ける。
2. 本会所属の各種教育研究団体は次のとおりとする。

(1) 国語科教育研究会	(9) 商業教育研究会	(17) 特別活動研究会
(2) 社会科教育研究会	(10) 家庭科教育研究会	(18) 進路指導研究会
(3) 数学教育研究会	(11) 音楽教育研究会	(19) 給食研究会
(4) 理化研究会	(12) 美術・工芸教育研究会	(20) 教育相談研究会
(5) 生物研究会	(13) 書道教育研究会	(21) 安全教育研究会
(6) 英語教育研究会	(14) 放送教育研究会	(22) 保健体育研究会
(7) 農業教育研究会	(15) 図書館研究会	(23) 情報教育研究会
(8) 工業教育研究会	(16) 視聴覚教育研究会	(24) 福祉教育研究会
3. 各種教育研究団体はその自主的活動が尊重され、それぞれ規程を設けてこれを運営する。
4. 各種教育研究団体は本会より交付金を受けるものとする。
5. 各種教育研究団体は年度初めに予算、決算、事業内容を本会に報告するものとする。
6. 本規程の変更は理事会、評議員会の合同会議の議決による。

付 則 1. 一部改正を行ない、昭和 58 年 2 月 26 日より適用する。(教育相談研究会加入)  
付 則 2. 一部改正を行ない、平成元年 1 月 30 日より適用する。(安全教育研究会加入)  
付 則 3. 一部改正を行ない、平成 8 年 4 月 1 日より適用する。(保健体育研究会加入)  
付 則 4. 一部改正を行ない、平成 16 年 2 月 18 日より適用する。  
(情報教育研究会及び福祉教育研究会加入)

## (3) 会費徴収および会費と補助金の配分規程

1. 目 的  
この規程は、本会経理の健全化と自主財源の確保を図り、併せて国または地方公共団体による教育研究団体への補助事業に即応することを目的とする。
2. 会 費  
会費は単位団体ごとに、1 人年額 9 0 0 円とする。
3. 会費の徴収および会費の補助金の配分  
(1) 本会会員たる校長および教職員は、それぞれ所定の年間会費を、毎年度 5 月末日までに本会事務局に納入する。  
(2) 会費納入は、所属学校を単位に一括して、これを行なうものとする。  
(3) 配分は、本会の各研究会を単位として行なう。  
(4) 会費の徴収および会費・補助金の配分については、理事会が原案を作成し、評議員会の承認を得るものとする。  
(5) 県費補助金を交付されている団体については、高連研からの補助金配分の対象としない。
4. 規程の改正  
本規程の改正は、理事会、評議員会の合同会議の議決による。

付 則 1. この規程は、昭和 42 年 2 月 7 日より効力を発生する。  
付 則 2. 一部改正を行ない、昭和 53 年 2 月 17 日より適用する。  
付 則 3. 一部改正を行ない、昭和 63 年 1 月 25 日より適用する。  
付 則 4. 一部改正を行ない、平成元年 1 月 30 日より適用する。  
付 則 5. 一部改正を行ない、平成 8 年 4 月 1 日より適用する。  
付 則 6. 一部改正を行ない、平成 13 年 7 月 7 日より適用する。  
付 則 7. 一部改正を行ない、平成 16 年 7 月 9 日より適用する。  
付 則 8. 一部改正を行ない、平成 21 年 12 月 8 日より適用する。